

火葬場3,511のうち、動いているのは1,349 — 福井県は557施設のうち14 [I017]

山岸 勇輝 (Yuuki YAMAGISHI) / Independent Researcher

ORCID: 0009-0006-8587-3450

第1版 2026-09-22

要旨

衛生行政報告例（令和6年度）の第5表から、墓地・火葬場・納骨堂の数を経営主体別に数え、I010 で数えた火葬件数と突き合わせた。

墓地は876,042区域、火葬場は3,511施設、納骨堂は13,853施設。

火葬場3,511のうち、過去1年以内に稼働実績があるのは1,349施設（38.4%）。2,162施設（61.6%）は使われていない。

ただしこれは全国平均で、実態は二分されている。17都道府県では100%が動いている一方、福井県は557施設のうち14（2.5%）、石川県は437のうち13（3.0%）、三重県は640のうち28（4.4%）。中央値は94.7%である。

墓地の82.4%（721,647区域）は個人が経営している。地方公共団体は3.4%、宗教法人は6.7%にすぎない。

逆に、恒常的に使用している火葬場の97.5%は地方公共団体である。納骨堂の73.9%は宗教法人。

火葬1,674,137件を恒常火葬場1,349施設で割ると、1施設あたり1,241件／年、1日あたり3.4件。

北海道は、墓地2,002区域に対して納骨堂1,846施設でほぼ同数である。納骨堂÷墓地は0.922で、全国の0.0158の58.3倍。墓地のうち個人経営はわずか1.5%で、47都道府県中最下位である。

1. はじめに

I010 では、埋葬383件・火葬1,674,137件・改葬176,105件を数えた。あれは件数で、施設ではない。

第5表は、その火葬と埋葬が行われる場所を数えている。

墓地・火葬場・納骨堂は、日本にいくつあるのか。だれが経営しているのか。そのうち、実際に動いているのはいくつか。

2. データ

墓地・火葬場・納骨堂	厚生労働省「衛生行政報告例」令和6年度 第5表 （生活衛生）。令和6年度末現在。経営主体は地方公共団体・公益社団財団法人・宗教法人・個人・その他
火葬件数	同 第6表 （I010 で数えたもの）
事業所・従業者	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」令和3年 795 火葬・墓地管理業／796 冠婚葬祭業
人口・高齢化率	総務省「住民基本台帳に基づく人口」2026年1月1日

47都道府県すべての行がそろい、4つとも合計が全国の値とぴたり一致する（墓地876,042、火葬場3,511、恒常1,349、納骨堂13,853、いずれも差0）。

「恒常的に使用している火葬場」とは、過去1年以内に稼働実績のある火葬場をいう（第5表の注1）。

墓地の単位は「区域」で、施設ではない。

3. 結果

3-1 墓地876,042、火葬場3,511、納骨堂13,853

	数	
墓地	876,042	区域
火葬場	3,511	施設
うち恒常的に使用	1,349	施設（火葬場の38.4%）
納骨堂	13,853	施設

墓地は火葬場の250倍、恒常的に使用している火葬場の649倍ある。

3-2 墓地の82.4%は個人が経営している

墓地876,042区域の経営主体	区域	割合
個人	721,647	82.4%
その他	65,234	7.4%
宗教法人	58,700	6.7%
地方公共団体	30,024	3.4%
公益社団・財団法人	437	0.0%

日本の墓地の8割は、個人が経営している。

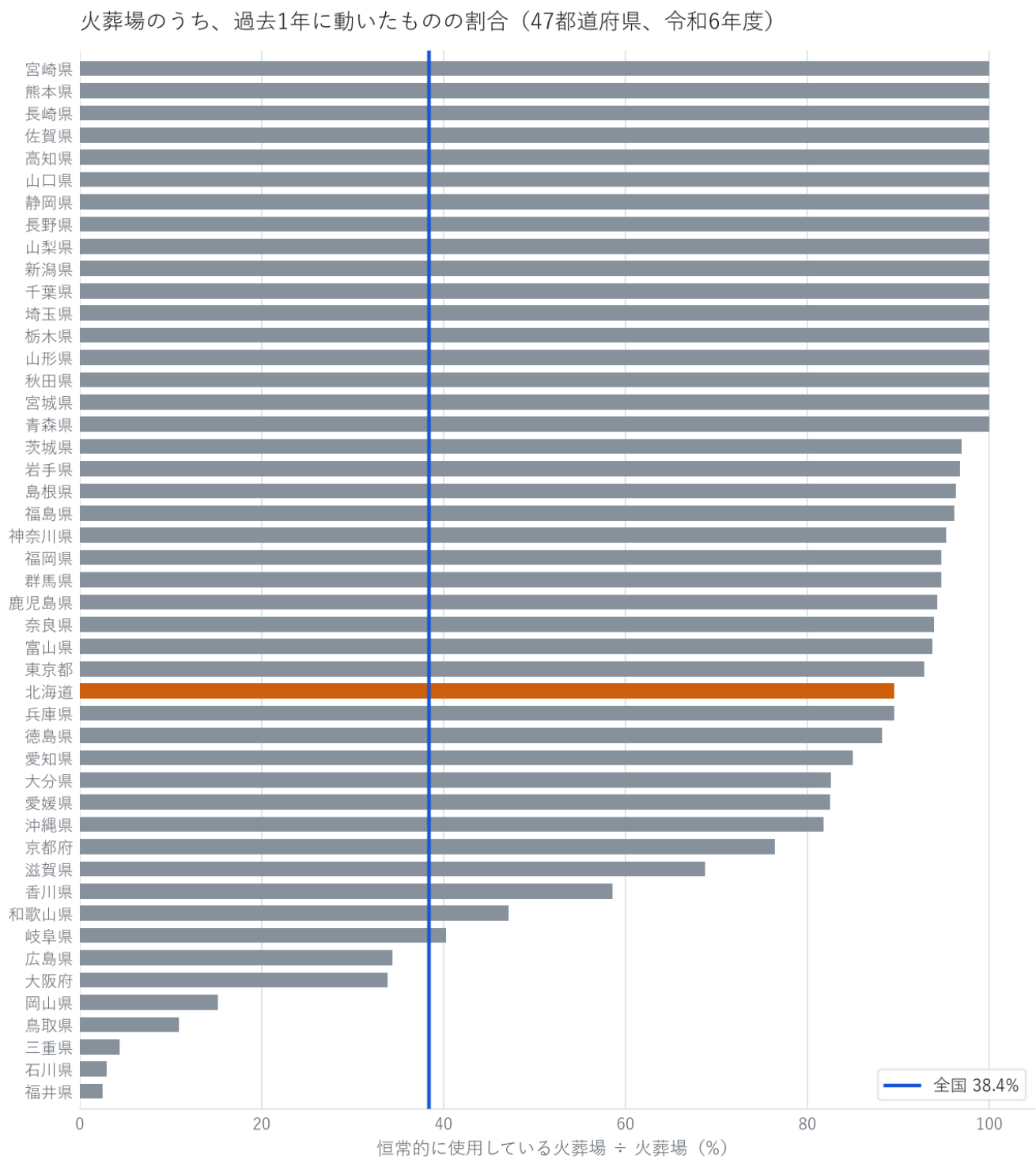
火葬場と納骨堂では、まったく違う。

	地方公共団体	公益社団財団	宗教法人	その他
火葬場 3,511	1,832 (52.2%)	6 (0.2%)	29 (0.8%)	1,644 (46.8%)
恒常火葬場 1,349	1,315 (97.5%)	2 (0.1%)	4 (0.3%)	28 (2.1%)
納骨堂 13,853	760 (5.5%)	115 (0.8%)	10,244 (73.9%)	2,734 (19.7%)

実際に動いている火葬場の97.5%は、地方公共団体が経営している。民間の火葬場はほとんど動いていない。

納骨堂の73.9%は宗教法人である。

3-3 動いている火葬場の割合は、二分されている



出典：衛生行政報告例 令和6年度 第5表（生活衛生）。「恒常的に使用している火葬場」は過去1年以内に稼働実績のあるもの。

図1 火葬場のうち、過去1年に動いたものの割合（47都道府県、令和6年度）。

灰色は都道府県、橙は北海道、青の縦線は全国の38.4%。

全国	38.4%（1,349／3,511）
中央値	94.7%
100%の都道府県	17／47
高い	青森100.0%（36／36）／宮城100.0%（27／27）／秋田100.0%（25／25）
低い	三重4.4%（28／640）／石川3.0%（13／437）／福井2.5%（14／557）
上と下	39.8倍

全国平均の**38.4%**は、実態を表していない。47都道府県のうち17は100%で、中央値は94.7%である。

平均が下がっているのは、福井・石川・三重のように「使われていない火葬場を数百件かかえた県」が少数あるためである。

相関（47都道府県）	r
稼働率 × 人口（対数）	+0.135
稼働率 × 高齢化率	+0.146

稼働率は、人口とも高齢化率とも関係しない。

3-4 1施設あたり1日3.4件

火葬 1,674,137件 ÷ 恒常火葬場 1,349施設	1,241件／年
1日あたり（365日で割った）	3.4件
火葬場すべて3,511で割ると	477件／年

1施設あたりの火葬件数	
多い	東京5,576／神奈川5,258／埼玉4,031
少ない	北海道505／岐阜437／島根415
上と下	13.4倍、中央値916件
人口（対数）との相関	$r = +0.765$

都市部ほど1施設あたりの件数が多い。東京都は1日あたり15.3件になる。

3-5 人口10万人あたり

	全国	多い	少ない	上と下	中央値
墓地（区域）	707.8	島根15,270／岡山5,960／長野4,201	東京67.1／北海道40.1／大阪36.0	424倍	511
納骨堂（施設）	11.2	佐賀77.4／熊本66.8／鹿児島60.5	千葉2.0／埼玉1.9／神奈川1.6	48倍	6.8

島根県には人口10万人あたり15,270区域の墓地がある。大阪府の36.0の424倍である。

墓地のうち個人経営の割合	
全国	82.4%
高い	沖縄99.2%／島根98.7%／長野97.2%
低い	鹿児島22.2%／宮崎17.7%／北海道1.5%
中央値	68.2%

3-6 経済センサスと突き合わせる

	事業所	従業者	1事業所あたり	ある市区町村
795 火葬・墓地管理業	1,580	9,217	5.83人	769
796 冠婚葬祭業	12,587	142,531	11.32人	1,532

突き合わせ	比
火葬場3,511 + 納骨堂13,853 = 17,364 ⇔ 795の1,580	10.99倍
恒常火葬場1,349 + 納骨堂13,853 = 15,202 ⇔ 1,580	9.62倍
墓地876,042も足すと	565倍

墓地は「事業所」として数えられていない。また火葬場の52.2%は地方公共団体が経営しており、経済センサスの事業所にならない。

3-7 北海道と釧路総合振興局管内

北海道	
墓地	2,002区域
火葬場	173施設（うち恒常155、 89.6% ）
納骨堂	1,846施設 （全国13,853の 13.3% 、6位／47）
納骨堂 ÷ 墓地	0.922 （全国0.0158の 58.3倍 ）
墓地の経営主体	地方公共団体1,504（ 75.1% ）／宗教法人418（20.9%）／ 個人31（1.5%、47位／47）
火葬1施設あたり	78,350件 ÷ 155施設 = 505件／年（45位／47。全国1,241件）
人口10万人あたり	墓地40.1（46位）／納骨堂36.9（6位）

北海道は、墓地**2,002**に対して納骨堂**1,846**でほぼ同数である。全国では墓地876,042に対して納骨堂13,853で、墓地の1.6%にすぎない。

北海道の墓地は、4分の3が地方公共団体の経営で、個人はわずか**1.5%**。全国とまるで逆である。

釧路管内（経済センサス 令和3年、I010 で数えたもの）：

市町村	795 火葬・墓地管理業	796 冠婚葬祭業
釧路市	1	22
釧路郡釧路町	0	1
厚岸町	0	1
浜中町	1	0
標茶町	0	2
弟子屈町	0	2
鶴居村	1	1
白糠町	0	3

4. 考察

4-1 平均が実態を表さないとき

全国の稼働率は38.4%だが、中央値は94.7%で、17都道府県は100%である。この2つの数字は、まったく違う姿を描く。

38.4%だけを見れば「日本の火葬場の6割は使われていない」となる。中央値94.7%を見れば「ほとんどの県では火葬場は使われている」となる。どちらも正しい。

起きているのは、福井557・石川437・三重640という、極端に多くの火葬場を登録している県が少数あることである。これらの県の火葬場数は、人口規模から予想されるものよりはるかに多い。

古くからの小さな火葬場が、廃止の手続きをされないまま台帳に残っていると考えられるが、この表からは確かめられない。第5表は登録の有無を数えており、なぜ残っているかは書いて

いない。

I009 で公衆浴場23,668のうち銭湯が2,730だったこと、I012 で管理技術者の選任率が99.65%だったことと同じで、衛生行政の表は「制度の上での数」と「実際に動いている数」を別に持っている。第5表はその2つを明示的に分けている点で、むしろ親切な表である。

4-2 墓地の82.4%が個人であること

日本の墓地876,042区域のうち721,647が個人経営である。

これは、墓地が「商売」ではないことを意味する。経済センサスの795（火葬・墓地管理業）は1,580事業所しかなく、墓地の数の0.18%にあたる。

個人の墓地とは、多くの場合、家や集落が持っている小さな墓所である。島根県の人口10万人あたり15,270区域、沖縄県の個人割合99.2%は、そうした形が残っている地域だと読める。ただし区域の大きさは分からないので、区域の数がそのまま墓の数や面積を表すわけではない。

一方で、動いている火葬場の97.5%は地方公共団体である。死んだ人をどうするかという同じ話のなかで、墓地は個人の手に、火葬は行政の手にある。

4-3 北海道だけ、形が違う

北海道の数字は、全国の型から外れている。

	全国	北海道
墓地のうち個人	82.4%	1.5%（47位）
墓地（人口10万人あたり）	707.8	40.1（46位）
納骨堂（人口10万人あたり）	11.2	36.9（6位）
納骨堂 ÷ 墓地	0.0158	0.922（58.3倍）

北海道には、人口あたりの墓地が全国で2番目に少なく、納骨堂は6番目に多い。そして墓地の4分の3は市町村が経営している。

理由として開拓の歴史（明治以降に計画的に作られた集落と共同墓地）、積雪、寺院の配置などが考えられる。だがこれは仮説であり、この表では確かめられない。第5表には設置の時期も経緯も無い。

言えるのは、「墓地は個人が持つもの」という全国の型が、北海道には当てはまらないということだけである。

4-4 1日3.4件という規模

恒常火葬場1,349施設で1,674,137件だから、1施設あたり1日3.4件。東京都では15.3件になるが、島根県では1.1件である。

この規模の施設を、市町村が単独で持ち続けられるかという問題がある。R005の計算では、2050年までに1,876市区町村の人口中央値は0.664（-33.6%）になる。一方で高齢化により死亡数はしばらく増える。

火葬場の需要は、人口ではなく死亡数で決まる。I010で見たとおり、改葬と火葬の関係、高齢化率と火葬の相関（ $r = +0.936$ ）は強い。人口が減る局面と、死亡数が増える局面は、同じ時期に重なる。

本稿はその先を計算していない。言えるのは、いま1施設あたり1日3.4件だということだけである。

4-5 釧路管内で見えるもの

釧路管内の795（火葬・墓地管理業）は、釧路市1・浜中町1・鶴居村1の3事業所しかない。796（冠婚葬祭業）は32事業所。

火葬場そのものは市町村が持つので、経済センサスには出てこない。出てくるのは、その周りの民間の商売である。

I015で見たとおり、鶴居村には理容所1・美容所2しかない。その村に、795が1事業所ある。人口2,368人の村で、この種の事業所が1つあるということは、人口では説明できない形で残っ

ている商売だということになる。

5. 限界

- 衛生行政報告例は令和6年度末現在、経済センサスは令和3年6月1日。時点が3年10か月ちがう
 - 墓地の単位は「区域」で、1区域の大きさ（面積・区画数）は分からない
 - 「恒常的に使用している火葬場」は過去1年以内に稼働実績のあるもの（第5表の注1）
 - 火葬件数は都道府県の合計で、火葬場ごとの件数ではない。県境をまたぐ利用は分けられない
 - 1施設あたりの火葬件数は平均で、施設ごとの分布は見ていない
 - 火葬場の多くは地方公共団体が経営し、経済センサスの「事業所」にならない
 - 墓地は事業所として数えられない。795との比は、単位が違うものの比である
 - 衛生行政報告例に市区町村別の表は無い
 - 使われていない火葬場が残っている理由（廃止手続き・台帳）は仮説であり、この表では確かめられない
 - 北海道で納骨堂が多い理由（開拓の歴史・雪・寺院の配置）も仮説であり、確かめられない
 - 相関は関係の強さの目安で、原因と結果の向きは示さない
-

6. 再現の手順

1. e-Stat で衛生行政報告例 令和6年度の第5表（生活衛生、墓地・火葬場・納骨堂数）を落とす（CP932）
2. 全国の行と、北海道から沖縄県までの47行を取る（「指定都市（再掲）」より下は使わない）
3. 総数・地方公共団体・公益社団財団法人・宗教法人・個人・その他の6区分で、墓地・火葬場・恒常火葬場・納骨堂を取る

4. 恒常火葬場÷火葬場で稼働率を出し、平均だけでなく中央値も出す
5. 第6表の火葬件数を恒常火葬場の数で割る
6. 人口10万人あたりを出し、経済センサスの795・796と突き合わせる

本稿の数値は、すべて1本のスクリプト（`kensan_208`）の出力である。中間の数値を手で書き写していない。

この論文の位置づけ

新しい理論を主張するものではない。衛生行政報告例の第5表を経営主体別に数え、**I010** で数えた火葬件数と突き合わせただけである。火葬場3,511のうち恒常的に使用しているのが1,349（38.4%）であること、ただし中央値は94.7%で17都道府県は100%であること、墓地の82.4%が個人経営で恒常火葬場の97.5%が地方公共団体であること、北海道では墓地と納骨堂がほぼ同数であることを示した。使われていない火葬場が残っている理由と、北海道の形が違う理由については仮説を挙げたが、この表では確かめられない。相関は示したが、原因と結果の向きは示していない。

参考文献・データの出典

1. 厚生労働省「衛生行政報告例」令和6年度、第5表・第6表（生活衛生）
2. 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」令和3年、第9-1A表・第9-1B表
3. 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」2026年1月1日現在
4. 山岸勇輝「「公衆浴場」23,668のうち、銭湯は2,730」（I009）。Zenodo.
<https://doi.org/10.5281/zenodo.22876425>
5. 山岸勇輝「土葬は383件、火葬は1,674,137件」（I010）。Zenodo.
<https://doi.org/10.5281/zenodo.22876503>
6. 山岸勇輝「特定建築物48,608を管理する登録営業所は17,842」（I012）。Zenodo.
<https://doi.org/10.5281/zenodo.22877101>

7. 山岸勇輝「理容所107,995、美容所277,752」(I015)。Zenodo.
<https://doi.org/10.5281/zenodo.22878037>

8. 山岸勇輝「その商売は、1事業所あたり何人か」(X001)。Zenodo.
<https://doi.org/10.5281/zenodo.22877856>

9. 山岸勇輝「2050年、その町から何分類が消えるか」(R005)。Zenodo.
<https://doi.org/10.5281/zenodo.22877595>

版の記録

版	日付	内容
第1版	2026-09-22	初出

引用のしかた

山岸勇輝（2026）「火葬場3,511のうち、動いているのは1,349 ― 福井県は557施設の
うち14 [I017]」 Zenodo.

DOI は Zenodo のレコード頁に表示される。引用には **concept DOI**（常に最新の版を指すほう）を使う。

本稿は クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 (CC BY 4.0) の下で公開する。

出典を示せば、複製・改変・再配布・商用利用ができる。

creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

図表を含め、本稿の数値はすべて公的統計から計算したものである。元データそのものの権利は、各統計の公表元に従う。